

金沢都市計画地区計画の決定（野々市市決定）

都市計画野々市市長池地区地区計画を次のように決定する。

名 称		野々市市長池地区 地区計画	
位 置		野々市市長池の一部	
面 積		約 4.7ha	
区域の整備・開発および保全の方針	地区計画の目標	本地区は、野々市市北部に位置し、白山市と金沢市との行政界に接している。本地区は、IR 野々市駅の北側 500m 以内に位置し、公共交通の利便性が高く、また、周辺には日用品商業施設や保育園、介護施設等が多く立地しており、生活の利便性が高い地区である。本地区計画では、戸建て住宅を中心とした良好な住環境の形成を図ることを目標とする。	
	土地利用の方針	戸建て住宅や集合住宅による閑静な住宅地として、住環境へ影響をおよぼすおそれのある施設の立地を防止し、良好な住環境を創出する。	
	建築物等の整備方針	地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、景観的な配慮を行い、かつ、周辺環境との調和を保ちながら、戸建て住宅を中心とした土地利用にふさわしい地区の形成が図られるよう、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、建築物等の壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度、建築物等の形態又は意匠の制限及び垣又は柵の構造の制限を行う。	
地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	地区の区分に応じ、次に掲げる建築物等は、建築してはならない。 1. 畜舎 2. 動物訓練所、資材置き場、廃車・解体物置き場の用に供するもの
		建築物の敷地面積の最低限度	165 m ²
		壁面の位置の制限	建築物等の壁面又はこれらに代わる柱等の面までの距離の最低限度は、道路境界線、公共用地、隣地境界線から 1.0m とする。ただし、建築設備についてはこの限りでない。
		建築物等の高さの最高限度	12m

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の形態又は意匠の制限	1. 建築物等の形態及び意匠は、周辺の景観及び環境と調和したものとする。 2. 建築物等の外壁の色は原色を避け、低彩度の色を基調とし、周辺の建築物と彩度をそろえるなど景観の調和に配慮する。
			3. 広告物は、都市景観上支障の無いように、美観、大きさに配慮し、次に掲げるものとする。ただし、管理上、防犯上必要なもの又は非営利目的の公共的なものについてはこの限りではない。（広告物の用語の意義は、いしかわ景観総合条例の例による。） (1) 自己の用に供するものとする。 (2) 屋上広告物は設置できないものとする。 (3) 壁面利用広告は、壁面積の 1/10 以内のものとする。 (4) 自立広告物の高さは 3 m 以下とし、設置位置は道路境界線から 0.6 m 以上後退した位置とする。 (5) 突出広告は、外壁から突出する部分を 1 m 以内とし、地盤面からの高さを 3 m 以上に設置するものとする。 (6) 壁面利用広告物以外の広告物の表示面積は、10 m² 以内とする。
		垣又は柵の構造の制限	道路に面する敷地に垣又は柵を設ける場合は、次に掲げるものとする。隣地境界に設置するフェンス等についても、道路境界線から 0.6m 以上後退する。 (1) 道路境界線から 0.6m 以上後退し、かつ、その間は高さ 0.6m 以下の緑化（花壇を含む）に努めるものとする。 (2) 高さは、道路面から 1.5m 以下とし、石積み、レンガ等は 0.6m 以下とする。
	土地利用に関する事項		敷地内に中木、高木等の植栽を施し、緑化の推進を図る。

「位置図及び区域は計画図表示のとおり」

理 由： 本地区は、野々市市長池土地区画整理事業により整備が進められており、かつ、生活の利便性が高い地区であることから、戸建て住宅を中心とした良好な住環境の形成に向け、用途地域の変更と合わせて、地区計画を決定する。